

- 登録年月日 平成 15 年 11 月 14 日
- 2 行政処分の年月日
平成 16 年 9 月 10 日
 - 3 行政処分の内容
平成 16 年 9 月 13 日から平成 16 年 9 月 27 日までの 15 日間の業務の停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く）
 - 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 36 条
貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第 4 条第 3 項

公 告

熊本県公告第 755 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 9 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本県八代市沖町字四番割 3520 番 1、同 3521 番、同 3522 番及び同 3523 番
5,795.65 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八代市川田町東 1168 番地
農業経済向上研究会 代表者 古川道典

熊本県公告第 756 号

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により、平成 16 年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 16 年 9 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 16 年 11 月 10 日（水）午前 10 時から正午まで（集合時間午前 9 時 30 分）
 - (2) 場所 熊本テルサ研修室 A（熊本市水前寺公園 28-51）
- 2 試験科目
試験は、筆記試験とし、衛生法規、公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技の 6 科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
- 3 受験資格
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第 47 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 法施行の日（昭和 41 年 12 月 26 日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第 47 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法施行の日において 3 年を超えているもの又は法施行の日の後 3 年を超えるに至ったもの
 - (4) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
- 4 受験の申込方法及び受付期間
 - (1) 受験の申込方法
受験志願者は、受験願書に受験手数料 9,700 円及び次に掲げる書類を添えて、熊本市に住所を有する者には熊本市長を、それ以外の者には熊本県保健所長を経由して知事に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、知事へ直接提出すること。
ア 最終学校の卒業証明書若しくは終了証明書又はそれらの写し（前記 3 の受験資格（3）に該当する者は除く。）
イ 菓子製造技能検定合格書の写し（試験科目が免除される者に限る。）
ウ 写真（製菓衛生師受験願書の提出前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのものに限る。）
エ 菓子製造業従事証明書（前記 3 の受験資格の（1）に該当する者を除く。）

- (2) 受付期間
 受験願書の受付期間は、平成16年10月12日(火)から同年10月22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
 郵便による受験申込は、平成16年10月22日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
 全科目の合計点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。ただし、問題の難易度及び得点内容により勘案することがある。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 (1) 合格者の発表は、平成16年11月25日(木)午前10時に各保健所において行う。
 (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- 7 問い合わせ
 (1) 願書に関する照会は、熊本県健康福祉部食品衛生課又は最寄りの保健所に問い合わせること。
 (2) 試験科目の得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間(平成16年11月25日(木)から同年12月24日(金)までの期間内で、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、初日は午前10時以降とする。)熊本県健康福祉部食品衛生課において、受験票を持参した本人に開示する。

熊本県公告第757号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年9月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン八代ショッピングセンター別棟
 熊本県八代市沖町六番割 3987 番 3 ほか
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗の所在地
 変更前 熊本県八代市沖町五番割 3987 番 3 ほか
 変更後 熊本県八代市沖町六番割 3987 番 3 ほか
- 3 変更の年月日
 平成16年8月25日
- 4 変更する理由
 所在地誤記のため
- 5 届出年月日
 平成16年8月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
 平成16年9月17日から平成17年1月17日まで

熊本県公告第758号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年9月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エース水前寺駅前
 熊本県熊本市水前寺一丁目 296-1 番 ほか
- 2 変更しようとする事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
 変更後 24時間
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前6時30分から午後11時30分まで
 変更後 24時間
- 3 変更する年月日
 平成16年10月1日
- 4 変更する理由
 利用時間拡大により利便性の向上を図るため。
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間